

令和8年度筑西市医師修学資金修学生募集要項

「筑西市医師修学資金貸与制度」は、筑西市長が指定する本市区域内の病院において、特に充実する必要があると認める診療科の医師として、将来勤務しようとする者に対し、市予算の範囲内で、修学に必要な資金を貸与することにより、地域に必要な医師を確保し、もって市民の健康の維持及び増進に資することを目的としています。

1. 応募資格（対象者：令和9年度入学予定者及び令和8年度時点医学課程在学生）

大学の医学課程の受験を予定する者（以下、受験生）、又は大学の医学を履修する課程に在学する者（以下、在学生）で、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- （1）将来、筑西市内の病院（指定病院※¹）の特に充実する必要がある診療科（指定診療科※²）において、医師として勤務（指定勤務）する意思を有する方
- （2）この制度による修学資金の貸与と同様の貸与を現に受けていない、又は、将来受ける見込みがない方

※1…協和中央病院 又は 茨城県西部メディカルセンター

※2…内科、小児科、外科、整形外科、救急科、麻酔科、総合診療科、その他市長がこれらに準ずると認める診療科

2. 修学資金貸与額

- ①修 学 金：年額 360 万円 （月額 30 万円）
- ②初年度納付金：1,000 万円を限度として市長が認める額
（入学金、入学に係る諸経費等）

※②は受験生のみが貸与の対象となります。

3. 貸与期間

大学の医学を履修する課程で正規の修学期間
貸与の開始月から大学を卒業するまでの間で最長 6 年間
（休学、停学、留学、留年の期間は除きます）

4. 修学資金支払時期

- ①修学金 □座振込 ５月 （４月～９月分：１８０万円）
 １０月 （１０月～３月分：１８０万円）
- ②初年度納付金 入学先確定後の手続きにより貸与額を決定し、振込みます。
- ※初年度納付金の振込み手続きは、令和８年度中に所定の届出が必要です。

5. 募集人員

2名（受験生1名、在学生1名）

6. 募集期間

7月21日(火)から9月11日(金)まで

7. 応募方法

修学資金の貸与を希望する方は、上記募集期間内に、次の提出書類を筑西市役所健康こども部地域医療推進課まで郵送又は窓口を持参してください。

○提出書類

- ① 修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 応募理由書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 履歴書（写真を貼付したもの）
- ⑤ 受験予定先届出書（様式第4号）（受験生のみ）
- ⑥ 高校の成績証明書（受験生のみ）
- ⑦ 大学に在学することを証する書類（在学学生のみ）
- ⑧ 大学の成績表（在学学生で2学年以降のみ）

※応募理由書において、生成 AI を利用したと判断した場合、応募を不受理とさせていただきます。

※応募する際に連帯保証人が 2 名必要です。連帯保証人のうち 1 名は、父母又はこれに代わる方になります。

ただし、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち 1 名は法定代理人の方となります。

8. 修学生の決定（貸与の適否及び優先順位の決定）

筑西市医師修学資金貸与選考委員会において、書面によるほか面接等による審査を行い、修学資金の貸与の適否及び貸与の優先順位を決定します。

※ 応募者多数の場合は、書類選考を行ったうえで面接する方を決定します。

選考審査により通知される決定事項は以下の4種類になります。

(1) 修学資金貸与承認決定通知書（様式第5号）

- ・在學生で貸与予定人数内の決定がなされた方

(2) 修学資金貸与仮決定通知書（様式第6号）

- ・受験生で貸与予定人数内の決定がなされた方

※この決定は仮の決定であり、申請者が医学課程に合格後の所定手続を経た後に、修学資金の貸与が決定されます。（貸与決定通知書を送付）

※貸与契約を締結しない（できない）こととなったときは、修学資金貸与申請取下げ届（様式9号）により、速やかに届出をしてください。

(3) 修学資金貸与選考順位通知書（様式第7号）

- ・選考審査において貸与の優先順位が貸与予定人数を超えた順位にある方
※貸与仮決定者が貸与契約を締結しない場合に限り、優先順位に基づく待機者の方が、所要の手続きを経て貸与仮決定者又は貸与決定者となります。

(4) 修学資金貸与不承認決定通知書（様式第5号）

- ・選考審査において貸与が認められなかった方（選考基準から外れた方）
- ・貸与決定者が予算の範囲内の人数（2名）に達した際、修学資金貸与選考順位通知書を所持している方

9. 貸与契約

修学資金貸与承認決定通知（様式第5号）の送付を受けた場合は、速やかに所定の書類により貸与契約を締結してください。

10. 貸与契約の解除等

(1) 次のいずれかに該当するときは契約を解除します。

- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ・学業成績が著しく不良となり卒業の見込みがないと認められるとき
- ・修学資金の貸与を辞退したとき
- ・退学、又は死亡したとき
- ・学業成績表、健康診断書等の提出の要請に応じなかったとき

(2) 前各号に掲げるもののほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(3) 貸与の停止

修学生が休学又は停学の処分を受けたときは、復学するまで貸与を停止します。修学生が留年したときも、留年期間中は貸与を停止します。

11. 返還の猶予

貸与を受けた方が次のいずれかに該当するときは、返還が猶予されます。

- ・被貸与者が引き続き大学又は大学院に在学しているとき
- ・臨床研修又は専門研修を受けているとき
- ・臨床研修及び専門研修の修了後、医師としての能力の向上のための研修（日本専門医機構の定めによるサブスペシャリティ領域研修にあっては、1領域を上限とする。）を受講しているとき
- ・留学をしているとき
- ・医師の免許を取得しようとするとき
※ただし、医学課程の修了後2年を限度とします。
- ・指定病院の指定診療科に勤務しているとき
- ・災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき

12. 返還の免除

貸与を受けた方が、次の各号のいずれかに該当するときは、返還が免除されます。また、指定病院の指定診療科において臨床研修又は専門研修を受ける場合にあっては、研修の期間を勤務期間に加算するものとします。

(1) 全部免除

- ・専門研修の修了後に、勤務期間が貸与期間に相当する期間（貸与期間が3年未満のときは3年）に達したとき
なお、初年度納付金の貸与を受けているときは、当該初年度納付金の額が500万円未満のときにあっては1年を、500万円以上のときにあっては2年を貸与期間に相当する期間に加えます。
- ・勤務期間が貸与期間に相当する期間に達する前に死亡し、又は心身の故障のため引き続き勤務することが困難となったと認められるとき。

(2) 一部免除

- ・勤務期間が3年以上であり、かつ、貸与期間に相当する期間に満たない場合は、当該勤務期間に応じ、修学資金の返還債務の一部を免除します。

13. 返還

返還免除の事由に該当しない場合は、貸与額の総額に利息（年10％）を加えた額を筑西市長が定める日（返還の事由が生じた日から起算して30日以内）までに返還していただきます。

14. 遅延利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、筑西市税条例に規定する延滞金の割合に準じた割合により算出した金額（遅延利息）を支払っていただきます。

15. その他

同様の修学資金の貸与を受けている方、又は受ける見込みのある方は応募できません。

※詳細につきましては、「筑西市医師修学資金貸与条例」「筑西市医師修学資金貸与条例施行規則」によります。

【お問合せ・提出先】

筑西市役所 健康こども部 地域医療推進課 松永・山田

〒308-8616

茨城県筑西市丙360番地 本庁舎2階

TEL：0296-22-0535 / FAX：0296-25-2913

E-mail：iryosui@city.chikusei.lg.jp